

野迫川村新地方公会計制度導入支援業務の質問に対する回答

No	質問該当箇所	質問	回答
1	プロポーザル実施要領	参加資格要件（４）自社の固定資産台帳管理システム・財務書類作成支援システムの導入実績を有することとあるが、今回プロポーザルに参加できるのはシステム開発会社でなければいけないのか。自社開発でなく販売代理での対応はどうか。	「機能要件書 1.全般 3.オリジナリティー」において、「提案するシステムは貴社のオリジナル（自社開発、所有）または同様の業務の導入実績がある社のパッケージソフトであること」としていただきますので、システム開発社以外の上記の要件を満たすシステムの販売代理社でも今回のプロポーザルに参加可能です。
2	事業全体	今回の事業内容について、システム部分と会計コンサル部分に分かれているとおもうが、どちらかの業務について、専門業者に再委託することは可能か。	どちらか一つの業務に関する再委託の場合なら、再委託は可能です。但し、再委託を行う際には、事前に当村と協議し、承認を得ることを予定しております。
3	業務委託仕様書の5 業務体制（2）公認 会計士について	国が進める新地方公会計制度に円滑に対応するため、「今後の新地方公会計の推進に関する事務研究会」を構成する監査法人等に所属する公認会計士を配置とあるが、一般社団法人地方公会計研究センター(LPRC)で理事をしている公認会計士の配置を考えているが、仕様条件を満たしているか。 また、会計の打合せは年何回くらいを想定されているか。	設置する公認会計士につきましては、総務省より通知された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財第14号 平成27年1月23日）等によって示された「統一的な基準」について深く精通している公認会計士であるなら、仕様条件を満たしていると言えます。 また、会計の打合せの回数については、想定しておりませんので、当該回数を含めた提案書の作成をしてください。